

令和 7(2025)年度

特定寄附金制度の手引

独立行政法人国際交流基金
経理部財務課



JAPAN FOUNDATION

1. 制度の趣旨

独立行政法人国際交流基金では、一般の寄附金受付制度とは別に、日本国内の企業・個人から、特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、その寄附金を原資として当該事業への助成金を交付する「特定寄附金制度」を運営しています。

国際交流基金は特定公益増進法人に該当しますので、国際交流基金に対して寄附を行う企業や個人は税制上の優遇措置を受けることができます。

本制度を通じて、国際交流基金は、広く企業や個人からの支援による国際文化交流が促進されることを期待しています。

※税制上の優遇措置について、詳しくは「10.税制上の優遇措置について」をご参照下さい。

2. 対象となる事業

本制度の対象となるのは、下記(1)の事業範囲のいずれかに該当し、かつ下記(2)の要件全てを満たすものです。

(1) 事業範囲

①～⑦のいずれかに該当するものが対象となります。(例)は過去の受入例です。

①国際文化交流の目的をもって、適切な人物を派遣し、又は招へいする事業

(例)国際文化交流、国際相互理解等の研究テーマを有する日本への留学生に対する奨学金支給事業

②海外における日本研究のための機関等の設置もしくは運営、専門家の派遣の事業、資料の頒布の事業又は日本研究者の研究活動その他海外における日本研究に係わる事業

(例)海外の日本研究機関において研究やセミナーを実施する事業

③日本語に関する教育専門家の養成もしくは派遣、教授法の研究又は教材の開発もしくは頒布その他の方法により日本語の普及を図る事業

(例)海外の教育機関において日本語講座を開講する事業

(例)海外の教育機関において当該国向けの日本語教材を作成する事業

④国際文化交流を目的とする公演、展示、講演、セミナーその他の催しを実施する事業

(例)海外において日本の現代音楽を紹介する音楽祭を開催する事業

(例)日本と海外との交流のための芸術祭・フェスティバルを開催する事業

⑤日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料として、出版物、視聴覚資料及び電磁的記録媒体を作成し、収集し、交換し、又は頒布する事業

(例)日本の音楽や若者文化を海外に紹介するためのラジオ番組を制作する事業

- ⑥教育及び文化活動のための施設であって、国際文化交流を目的とするものの整備に対する援助並びに教育及び文化活動のための物品であって、国際文化交流のために用いられるものの購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)を行う事業

(例)海外に所在する日本庭園の整備を行う事業

- ⑦国際文化交流を行うために必要な調査及び研究を行う事業

(2) 事業の要件

- ①～⑩の要件全てを満たすものが対象となります。

- ①営利や宣伝を目的とするものでないこと。

- ②実施の成果が広く一般に及ぶこと(事業への参加者数が限定される場合は、その参加者が合理的な基準により公正に選抜されている等、参加意思のある者に公平に機会が与えられていれば、この要件を満たしているものとします)

- ③特定助成金の交付がなければ、事業目的の達成が不可能または困難であると認められること。

- ④事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであること。

- ⑤宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。

- ⑥寄附者と事業実施団体との間に事業の適正な実施に悪影響を及ぼすおそれのある特別な関係がないこと。

- ⑦自然科学分野、技術分野を主題とするものではないこと。

- ⑧財団等設立のための基本財産に充当するものではないこと。

- ⑨団体の一般的経費に充当するものではなく、具体的に特定された事業であること。

- ⑩特定寄附金受入可否の通知時期までに終了する事業ではないこと。

なお、採否の基準とはなりません。令和 7(2025)年度において、国際交流基金は下記①～③の分野に事業の重点を置いており、本制度による事業についても、これらの分野における実施が、より望ましいと考えています。

- ① 地方の魅力発信、文化保存、文化創生等

- ② 青少年の参画

- ③ アジア地域の文化機関や関係者との連携・協働促進

3. 対象となる寄附

本制度の対象となる寄附は、下記(1)～(2)の要件を全て満たすものです。

なお、平成 28 年度より、特定寄附申込金額の下限を設定するとともに、寄附受入の確実性に

ついて申込時に確認させていただくこととなりましたので、ご留意下さい。

(1) 申込金額に関する要件

1 回の申込における特定寄附申込金額が 100 万円以上であり、かつ、特定寄附申込金額の 30%以上(当該金額が 50 万円未満となる場合には、50 万円以上)の受入予定が申込書類中の様式 4 と 5 から明確であること。

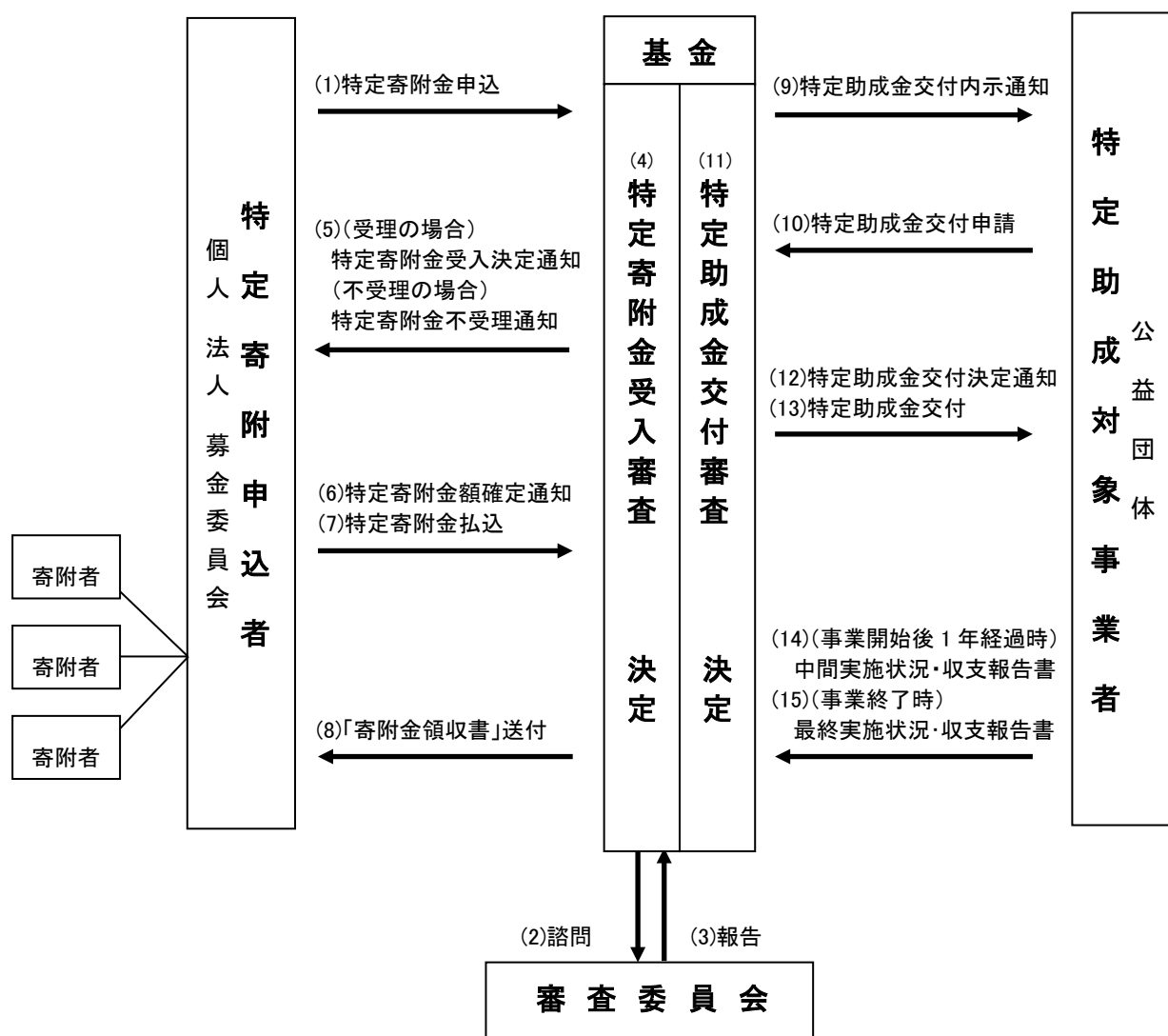
(2) 払込期間に関する要件

対象事業の実施期間が 3 年以内に設定されており、かつ、当該事業実施期間終了までに寄附の払込が終了できること。

なお、対象事業が 3 年以上継続する事業である場合は、3 年を超える時点で再度の特定寄附金申込が必要となります。

4. 特定寄附金受入・特定助成金交付の流れ

本制度をご利用いただく場合の手続きや資金の流れは、下記(1)～(15)のとおりです。



なお、図中の用語の説明は以下のとおりです。

- ・特定寄附申込者：本制度への申込手続と国際交流基金への特定寄附金払込を行う個人、法人等
- ・特定助成対象事業：本制度の対象として決定された事業
- ・特定助成対象事業者：特定助成対象事業の実施団体
- ・審査委員会：特定寄附金制度の受入審査を行う外部委員会

- (1)特定寄附申込者は、国際交流基金に「特定寄附金申込書」(案および正本)を提出
- (2)国際交流基金は、審査委員会に特定寄附金受入の可否を諮問
- (3)審査委員会は、国際交流基金に審議結果を報告
- (4)国際交流基金は、特定寄附金受入の可否を決定
- (5)国際交流基金は、特定寄附申込者に「特定寄附金受入決定通知書」または「特定寄附金不受理通知書」を送付
- (6)特定寄附申込者は、国際交流基金に「特定寄附金額確定通知」及び「寄附者原簿」を提出
- (7)特定寄附申込者は、各寄附者からの寄附を取りまとめ、一括して国際交流基金の指定口座に払込
- (8)国際交流基金は、各寄附者宛ての寄附金領収書を発行し、一括して寄附申込み者に送付
- (9)国際交流基金は、特定助成対象事業者に「特定助成金交付内示通知書」を送付
- (10)特定助成対象事業者は、国際交流基金に「特定助成金交付申請書」を提出
- (11)国際交流基金は、「特定助成金交付申請書」の内容を確認し、特定助成金交付の可否を決定
- (12)国際交流基金は、特定助成対象事業者に「特定助成金交付決定通知書」を送付
- (13)国際交流基金は、特定助成対象事業者に特定寄附金と同額の特定助成金を交付
- (14)特定助成対象事業者は、事業実施期間開始から1年経過ごとに、国際交流基金に「中間報告書」を提出
- (15)特定助成対象事業者は、事業実施期間終了後に、国際交流基金に「最終報告書」を提出

5. 特定寄附申込者の要件・留意点

特定寄附申込者は、下記(1)の要件のいずれかを満たす方です。また、下記(2)の点にご留意いただく必要があります。

(1)特定寄附申込者の要件

① ～②のいずれかに該当し、かつ③の要件を満たしている方

①対象事業にかかる日本国内での寄附金募集を計画している団体等

事業実施団体が自ら寄附金募集を計画している場合は、事業実施団体が特定寄附申込者となることも可能です。

②対象事業への寄附を計画している日本国内の個人、法人等

対象事業に複数の寄附金がある場合には、特定寄附申込者によるとりまとめが必要にな

ります。

- ③独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程(平成 27 年度規程第 52 号)第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力に該当しないこと

(注)「8. 申込・審査の留意点(1)申込の前に」参照

(2) 特定寄附申込者の留意点

- ①特定寄附申込者は、本制度への申込に必要な手続きのほか、特定寄附金を募集する場合には、独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程(平成 27 年度規程第 52 号)第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力からの寄附金を受け付けないこと、その他特定寄附金の国際交流基金口座への払込に係る一切の責任を負うこととなります。
- ②国際交流基金が、個別事業への寄附の募集、寄附者の紹介・斡旋、勧誘等の活動を行うことはありません。
- ③寄附者が複数となる場合には、特定寄附申込者が個々の寄附を一旦取りまとめた上で、国際交流基金口座への払込を行うこととなります。

6. 寄附者の要件

寄附者が下記のいずれかに該当する場合は、本制度の対象とはなりません。

- ①寄附者が事業実施団体となる場合
- ②寄附者が寄附対象事業の計画立案、実施または資金の出納に影響を与える立場にある場合

7. 特定助成対象事業者の要件・留意点

特定助成対象事業者は、下記(1)の要件を全て満たす方です。また下記(2)の点にご留意いただく必要があります。

(1) 特定助成対象事業者の要件

① ～⑤を全て満たす方

- ①公益を目的とする団体(定款、寄附行為、規約等によって代表者又は管理人の定めのあるもの)で、事務所を有すること(注 1)(注 2)
- ②事業を確実に実施するために必要な組織、人員その他の能力を有すること
- ③事業の実施や特定助成金を受けることについて法令等に違反することがないこと
- ④当該団体またはその役員による法令等違反やその他不適当と認められる行為がないこと
- ⑤独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程(平成 27 年度規程第 52 号)第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力に該当しないこと

(注 1)ただし、実施事業が「2.(1)事業範囲」の②(海外における日本研究)である場合には、原則として国外に事務所を有するものに限りします。

(注 2)下記①～③に掲げる団体等は、特定助成対象事業者とはしませんのでご注意ください。

- ①日本政府(国立中学・高校その他の国立機関を含む)、地方公共団体(公立大学、公立中学・高校その他の公立機関を含む)、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人並びこれらの下部組織
- ②外国政府(省庁等の行政機関。但し、国立学校等の教育機関、美術館等の文化施設及び文化機関は除く)及び在日公館
- ③日本政府が拠出している政府間機関

(2)特定助成対象事業者の留意点

- ①本制度による助成は、国際交流基金の関係法令及び規程に従って実施されます。
- ②助成対象事業の広報にあたっては、国際交流基金特定助成金の寄与があったことを明示してください。
- ③事業完了後には、事業の概要、成果、収支等に関する報告書をご提出ください。
- ④特定助成金の受給や使用に関して不正行為があったときは、特定助成金の交付取消や返還命令(含む加算金)、その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

8. 申込・審査の留意点

申込・審査に関する留意点は下記(1)～(6)のとおりとなります。

(1)申込の前に

下記の規程を参照の上、事業内容や実施団体の要件が本制度に合っているかをよく確認してください。不明な点があれば、国際交流基金財務課(連絡先は「13.お問合せ、お申込先」参照)に連絡してください。

・特定寄附金取扱規程

<https://www.jpff.go.jp/j/about/donation/program/dl/kifukitei.pdf>

・反社会的勢力への対応に関する規程

https://www.jpff.go.jp/j/about/jyohokokai/pdf/policy_antisocial.pdf

(2)「特定寄附金申込書」様式入手

全ての様式はウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.jpff.go.jp/j/about/donation/program/index03.html#n13>

郵送での入手をご希望の方は、国際交流基金財務課に連絡してください。

(3)「特定寄附金申込書」(案)提出

審査委員会を含む正規審査に先立ち、事務局にて申込書(案)の内容を確認し、本制度の趣旨に適合する寄附のあり方、事業計画の立て方等を協議させていただきます。その際、申込書の修正加筆や、追加資料等の用意をお願いする場合がございます。

このため、申込書正本締切日の 1 ヶ月前までに(期限厳守)、申込書(案)を国際交流基金財務課に提出してください。(書類への押印の必要はありません。また、ファックス、Eメールでの提出で構いません。)

(4)「特定寄附金申込書」(正本)提出

締切日(当基金必着)までに、押印またはサインの入った「特定寄附金申込書」を国際交流基金財務課に郵送等にて提出してください。

(5)審査

申込のあった寄附金の受入の可否については、外部委員からなる審査委員会への諮問を経て決定します。

審査は下記①～③のような観点から行います。

- ①事業の実施による成果が、国際文化交流の発展や公共の利益に貢献すること
- ②特定助成金の交付がなければ、事業目的の達成が不可能または困難であると認められること。
- ③事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待しうるものであること。

(6)結果通知

特定寄附金受入可否の結果については、申込書正本提出締切後 2～3 ヶ月程度で特定寄附申込者に対し書面により通知します。

9. 審査日程

令和 7(2025)年度の審査日程は下記のとおりです。

申込書提出締切は、いずれも当基金必着です。

なお、「申込書案」は押印・署名なしの下書きを、Eメール・FAX 等にて提出いただくものです。

「申込書正本」は押印・署名済みの完成した書類を、郵送等にて提出いただくものです。

(1) 令和 7(2025)年度第 1 回審査: 申込書案提出締切	令和 7(2025)年 4 月 1 日
申込書正本提出締切	令和 7(2025)年 5 月 7 日
結果通知時期	令和 7(2025)年 7 月～8 月

(2) 令和 7(2025)年度第 2 回審査: 申込書案提出締切	令和 7(2025)年 9 月 1 日
申込書正本提出締切	令和 7(2025)年 10 月 1 日

結果通知時期

令和 7(2025)年 12 月～

令和 8(2026)年 1 月

※令和 8(2026)年度以降の審査日程につきましては、別途お問合せ下さい。

10.税制上の優遇措置

国際交流基金は法人税法施行令第 77 条および所得税法施行令第 217 条により、「公益の増進に著しく寄与する法人」(特定公益増進法人)に指定されています。

当基金への寄附は、次の通り税制上の優遇措置が受けられます。当基金が発行する「寄附金額収書」をもって、それぞれ所管の税務署で申告してください。

(1)個人の場合

①所得税

所得の 40%を上限として、寄附の合計金額から 2 千円を差し引いた金額が所得控除の対象となります。

②東京都在住の方の個人住民税

当基金への寄附は、個人住民税からの寄附金税額控除の対象となります。控除額は「(寄附金額－2 千円)×4%」です。

※東京都の個人住民税にかかる税制上の優遇措置の詳細は、東京都主税局の HP (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)をご覧ください。同局総務部総務課 (TEL:03-5388-2925)にお問い合わせください。

③相続税

相続財産を寄附した場合は、一定の条件下で相続税の対象外にすることができます。

(2)法人の場合(法人税)

特定公益増進法人に対する寄附金の合計額又は、一般の寄附金とは別枠の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額を損金の額に算入することとされています。

(注)特定公益増進法人への寄附金のうち、特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金の額に含めて損金算入限度額の計算をします。

寄附金の損金算入限度額は、次の算式によります。

・特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

・一般の寄附金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

※所得税、相続税、法人税にかかる税制上の優遇措置に関する詳細は、国税庁の HP(タックスアンサー : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>)をご覧ください。
か、最寄りの税務署にお問合せ下さい。

11. 事業等に関する情報の公開

(1)「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年度法律第 140 号)に基づく開示請求が基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申込書等は、原則として開示されます。

(2)本制度を利用した場合、特定寄附申込者、寄附者、特定助成対象事業者、事業内容、寄附額等の情報については、その全部または一部が国際交流基金の事業実績、年報、ホームページ等において公表されます。また、本制度を利用して実施された全ての事業は会計検査院による検査の対象となります。(特定寄附申込者または寄附者が個人である場合の情報の取扱いについては、「12.個人情報の取扱い」をご参照下さい。)

12. 個人情報の取扱い

(1)国際交流基金は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取り組みについては、以下のウェブサイトを御覧ください。

<https://www.jpfa.go.jp/j/privacy/>

(2) 特定寄附金申込書等及びその添付書類に記入された情報は、受入審査、事業実施、事後評価等の手順のほか、次のような目的で利用します。これらの個人情報の利用については、特定寄附申込者により事業関係者内でも共有くださるようお願いします。

①「11.事業等に関する情報の公開」に記載のとおり、特定寄附申込者または寄附者が個人の場合でも、その氏名、寄附額等の情報は、その全部または一部が国際交流基金の事業実績、年報、ホームページ等において公表されます。また、年報等に掲載する統計資料作成に利用されることがあります。ただし、個人の寄附者名は、公表しないことを希望する寄附者については公表いたしません。特定寄附申込み者は、個人の寄附者に対して、寄附者名の公表への同意について確認し、その結果を「寄附者原簿」に記入してください。

②特定助成対象事業の事業実施地に所在する国際交流基金の海外事務所や日本大使館・総領事館等の在外公館にも、事業概要とともに、これらの情報を提供することがあります。

③特定寄附金申込書等及びその添付書類、並びに事業報告書・成果物などは、受入審査、事後評価等のため、外部有識者等の評価者に提供することがあります。提供する際、評価者の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

- ④特定寄附申込者と特定助成対象事業者について記入される連絡先(代表者や事務担当者の連絡先)に、他の基金事業についてご連絡を差し上げることがあります。

13.お問合せ・お申込み先

国際交流基金 経理部財務課

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

Tel:03-5369-6054 Fax:03-5369-6034 Email:kifu@jpf.go.jp

URL(特定寄附金制度)

<https://www.jpf.go.jp/j/about/donation/program/index.html>